

霧島市条例第46号
令和2年12月25日

霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「横川中央地区」を「横川地区」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「霧島大田地区」を「霧島地区」に改め、同号を第6号とし、同条中第8号を削り、第9号を第7号とする。

第3条第2項第3号中「横川中央地区」を「横川地区」に改め、同号ア中「横川町上ノの一部」の次に「、横川町下ノの一部」を加え、同号イ中「3,860人」を「4,000人」に改め、同号ウ中「1,450立方メートル」を「1,600立方メートル」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「霧島大田地区」を「霧島地区」に改め、同号ア中「霧島川北の一部」の次に「、霧島永水の一部」を加え、同号イ中「4,400人」を「5,000人」に改め、同号ウ中「2,250立方メートル」を「2,200立方メートル」に改め、同号を第6号とし、同項中第8号を削り、同項第9号ア中「牧之原地区の一部、曾於市大隅町の一部、鹿屋市輝北町の一部」を「福山町福山の一部、福山町福沢の一部、福山町佳例川の一部、福山町福地の一部、国分下井の一部、国分上之段の一部、曾於市大隅町坂元の一部、鹿屋市輝北町諏訪原の一部」に改め、同号イ中「4,960人」を「3,500人」に改め、同号ウ中「2,235立方メートル」を「1,728立方メートル」に改め、同号を第7号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第9号（同号を同項第7号

とする部分を除く。)の改正規定は令和3年4月1日から施行する。